

2017 ふるさと応援定期預金
「Let's 基 (GO)」

平成 29 年 10 月 2 日

1 商品名	2017 ふるさと応援定期預金「Let's 基 (GO)」
2 販売対象	法人および個人のお客さまで、新たな資金をお預け入れいただける方 または、当組合の定期預金に新たな資金 10 万円以上を加えてご継続いただける方
3 取扱期間	平成 29 年 10 月 2 日 (月) ~平成 30 年 2 月 13 日 (火) ※予定募集金額 (350 億円) に達した場合は取扱を終了させていただくことがあります。
4 預入期間	1 年・3 年 (自動継続扱い)
5 預入方法	
(1) 預入方法	一括預入
(2) 預入金額	10 万円以上 1,000 万円以内 (一口あたり)
(3) 預入単位	1 円単位
6 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
7 利息	
(1) 適用金利	1 年、年 0.20% 3 年、年 0.30% ※適用金利は初回満期日までとし、自動継続以降は満期日におけるスーパー定期、スーパー定期 300 の店頭表示利率を適用します。
(2) 利払頻度	<複利型の場合 (個人のみ)> 満期日以降に一括して支払います。 <単利型の場合 (法人または個人)> 預入期間 2 年未満のものは満期日一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日 (預入日から満期日の 1 年前の応答日までの期間に到来する預入日の 1 年毎の応答日) 以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%、小数点以下第 3 位以下切捨て) により計算します。
(3) 計算方法	[単利型]付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日の日割計算です。 [複利型]付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月毎の複利計算です。
8 税金	利息には 20.315%の税金がかかります。(国税 15.315%・地方税 5%) ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。

商品概要説明書

<p>9 ご契約時プレゼント(先着)</p>	<p>本預金をご契約の方に、ご契約金額に応じて、その場で【こだわり国産ジャム、因島産はっさくマーマレードなど】または【尾道名産芋菓子】をプレゼントします。プレゼントは一人さま1点、1回限りとし、先着順とさせていただきます。商品は各支店毎の先着順となるため品切れとなる場合がございます。あらかじめご了承ください。</p> <p>■ご契約時プレゼント</p> <table border="1" data-bbox="518 488 1327 685"> <thead> <tr> <th>ご契約金額</th> <th>プレゼント品</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150万円以上</td> <td>因島産はっさくマーマレードなど</td> <td>6,000本</td> </tr> <tr> <td>150万円未満</td> <td>尾道名産 芋菓子</td> <td>7,500本</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>13,500本</td> </tr> </tbody> </table>	ご契約金額	プレゼント品	数量	150万円以上	因島産はっさくマーマレードなど	6,000本	150万円未満	尾道名産 芋菓子	7,500本	計		13,500本
ご契約金額	プレゼント品	数量											
150万円以上	因島産はっさくマーマレードなど	6,000本											
150万円未満	尾道名産 芋菓子	7,500本											
計		13,500本											
<p>10 手数料</p>	<p>手数料の定めはありません。</p>												
<p>11 付加できる特約事項</p>	<p>マル優のお取扱いができます。</p>												
<p>12 中途解約時の取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位切捨て）により計算した利息とともに払戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満・・・普通預金利率 ・6か月以上 <p>次の(1)・(2)のうち、いずれか低い利率を適用します。</p> <p>(1) 預入日から中途解約日までの預入期間により、次の掛け目後の利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ①6か月以上1年未満・・・約定利率×20% ②1年以上2年未満・・・約定利率×30% ③2年以上3年未満・・・約定利率×40% <p>(2) 預入日から中途解約日までの預入期間・金額に対応する預入日におけるスーパー定期、スーパー定期300の店頭表示利率に90%を乗じた利率</p>												
<p>13 その他参考となる事項</p>	<p>預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。）</p>												
<p>14 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://www.hiroshima-kenshin.co.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 												

商品概要説明書

	<p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用 を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所 にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター 等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いた けます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、 当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を 進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、 弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して 解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません のでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会くださ い。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1</p>
15 寄付、協賛等	<p>この商品の総預金残高(平成30年2月末日残高)の0.002%相当額(上限30 万円)を、囲碁の普及発展に役立つよう関係諸団体等への寄付または関連イ ベントへ協賛を行います。(寄付、協賛先はホームページ等に掲載します。 この資金についてお客さまのご負担はございません。)</p>